

都立上野高等学校

学 校 長 殿

## 学校感染症罹患届

年 組 番 生徒氏名

---

下記の医療機関から、次のような診断を受けましたので、報告いたします。

1、病名（学校感染症） \*裏面参照

2、出席停止期間

年 月 日（ 曜）～ 年 月 日（ 曜）

---

備考：(指導事項など)

---

3、診断・治療を受けた医療機関

平成	年	月	日
医療機関名			
住 所			
医師氏名			印

平成 年 月 日

---

保護者名 \_\_\_\_\_ 印

(本文書の流れ：生徒本人→担任→保健室)

《 参 考 資 料 》

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、重症急性呼吸器症候群（SARS）、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ（H5N1）、 <b>指定感染症および新感染症</b>	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	（その他の感染症の例） 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）、アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）	条件により出席停止となる感染症であり、学校長が医師の意見を聞き決定する

\* 学校保健安全法施行規則第19条より  
（平成24年4月1日一部改正）

## 「学校感染症罹患届」について

平成24年4月23日 保健部

2009年4月に改定されました学校保健安全法施行規則により、「学校伝染病」から「学校感染症」へと名称が変更されています。そのため、今年度より、感染症罹患の証明となる様式を別紙配布の様式へ変更方よろしく願います。

### <学校感染症罹患生徒の取り扱いについて>

1. インフルエンザ等の学校感染症にかかった生徒が出ましたら、必ず保健室にご報告をお願いいたします。学校感染症につきましては罹患届の裏面をご覧ください。
2. 学校感染症にかかった場合、治癒後に登校する際に学校感染症罹患届を提出する必要があります。病院の診断書を提出しても構いませんが、**出席停止期間および登校開始日**が記載されていなければなりません。
3. 学校感染症罹患届は、保健室または職員室の救急箱付近にファイルに入れて置いてあります。また学校ホームページから書式をダウンロードすることも可能です。担任の先生方は罹患生徒に連絡のうえ、必ず提出するようご指導ください。
4. 学校感染症は「出席停止」となり、「欠席」にはなりません。
5. 学校感染症は感染力の強い疾患です。学校での集団発生を防止するために、無理をして登校することがないように、よろしくご指導ください。

各先生方へ

## <学校感染症罹患生徒の取り扱いについて>

1. インフルエンザ等の学校感染症にかかった生徒が出ましたら、必ず保健室にご報告をお願いいたします。学校感染症につきましては罹患届の裏面をご覧ください。
2. 学校感染症にかかった場合、治癒後に登校する際に学校感染症罹患届を提出する必要があります。病院の診断書を提出しても構いませんが、**出席停止期間および登校開始日**が記載されていなければなりません。
3. 学校感染症罹患届は、保健室または職員室の救急箱付近にファイルに入れて置いてあります。また学校ホームページから書式をダウンロードすることも可能です。担任の先生方は罹患生徒に連絡のうえ、必ず提出するようご指導ください。
4. 学校感染症は「出席停止」となり、「欠席」にはなりません。
5. 学校感染症は感染力の強い疾患です。学校での集団発生を防止するために、無理をして登校することがないように、よろしくご指導ください。